<sub>令和</sub>5年度卒 既卒3年以内又は 30歳未満の既卒者

建設・バ・ものづくりの中小企業に技術者として就職したいろうへ

東京都と企業が

提学给返源



令和

中小企業人材確保のための

奨学金返還支援事業

登録者 募集!

申込みは Webサイトから





詳細・お問合せは 裏面をご覧ください



東京都 奨学金返還支援

# 登録者(大学生等)お申込みについて

事業 概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が登録企業に 技術者(正規雇用労働者)として就職し、1年間継 続して勤務した場合、登録企業と東京都が1/2ずつ 負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間に わたり助成する事業です。

### 

建設・IT・ものづくり分野の中小企業等で、大学生等 を技術者として採用することを希望する企業です。

奨学金返還に必要な費用として、次の①から③のうち、登録企業があらかじめ選択した 額を助成します。



登録者 (大学生等) 1名に対して

③ 150万円 ② 72万円

(50万円/年)

※登録者の奨学金返還残額(利息分を除く)が助成の上限となります。

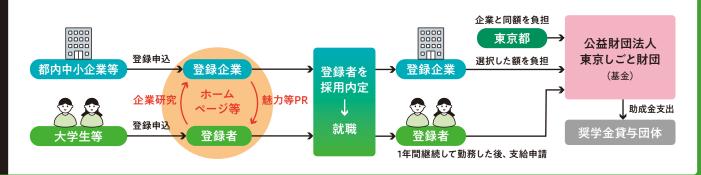
#### 登録企業の求人情報や助成金額は、本事業のホームページに掲載しています。

- ※登録企業に就職した後、1年間継続して勤務し、適切に奨学金返還を行っていることが要件となります。
- ※貸与団体への支出は、原則として繰上返還となりますが、先掛返還(返還期日が到来していない割賦金を前もって入金すること)が可能な場合もあります。

事業の流れ

登録者(大学生等)の要件

お申込みの流れ



1. 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者と して就職を希望している者

- ア. 大学(短大除く)、大学院、大学校若しくは高等専門学校(専攻科)を 令和6年3月31日までに卒業又は修了予定の者
- **イ.** 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者
- ウ. 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ30歳未満の者 ※令和5年8月1日から対象を拡大しました。
- 2. 右記の対象奨学金の貸与を受けていること
- 3. 他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者

○日本学生支援機構

- 第一種奨学金 第二種奨学金
- その他東京しごと財団理事長が認める 公的機関実施の貸与型奨学金

ホームページにて募集要項をご確認いただき、申込フォームからお申込みください。

1. 登録申込フォームから申込 ※添付書類あり

2. 事務局による審査

3. メールにて登録完了をお知らせ

登録申込受付期間

令和5年 **4**月**5**日(水)~ 令和6年 **3**月**15**日(金) **17**時必着

## まずはお気軽にお問合せください

下記URLから事業の詳細をご覧ください。ご不明点などございましたら、 お電話またはホームページのお問合せフォームからご連絡ください。

中小企業人材確保のための

## 奨学金返還支援事業事務局

https://tokyo-scholarship-support.jp/

TEL 03-6734-1228



[受付時間] 月~金曜日 9:00~17:00 ※土日・祝日及び年末年始はお休みです。